

様式第22号

第 号		担保の目的でされた仮登記(録)財産差押通知書								
年 月 日										
仮登記(録)権利者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様										
美唄市長 印										
下記のとおり財産を差し押さえました。 あなたがこの差押財産に有している仮登記(録)は、地方税法第14条の17第1項の規定に該当しますので、仮登記(録)に基づく本登記(録)がされても差押の効力は失われませんので、地方税法第14条の17第1項の規定により通知します。										
納 税 者 (特別徴収 義 務 者)		住 所 (所在地)								
		氏 名 (名 称)								
滞 納 金 額	年 度	税 目	期別	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	督促手数料	滞納処分費	備 考
					円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	
差 押 財 産 (名 称 ・ 数 量 ・ 性 質 及 び 所 在)										
差 押 年 月 日		年 月 日								
仮 登 記 (録) 年 月 日 、 受 付 番 号 等		仮登記(録)年月日					仮登記(録)番号			
		年 月 日								

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。